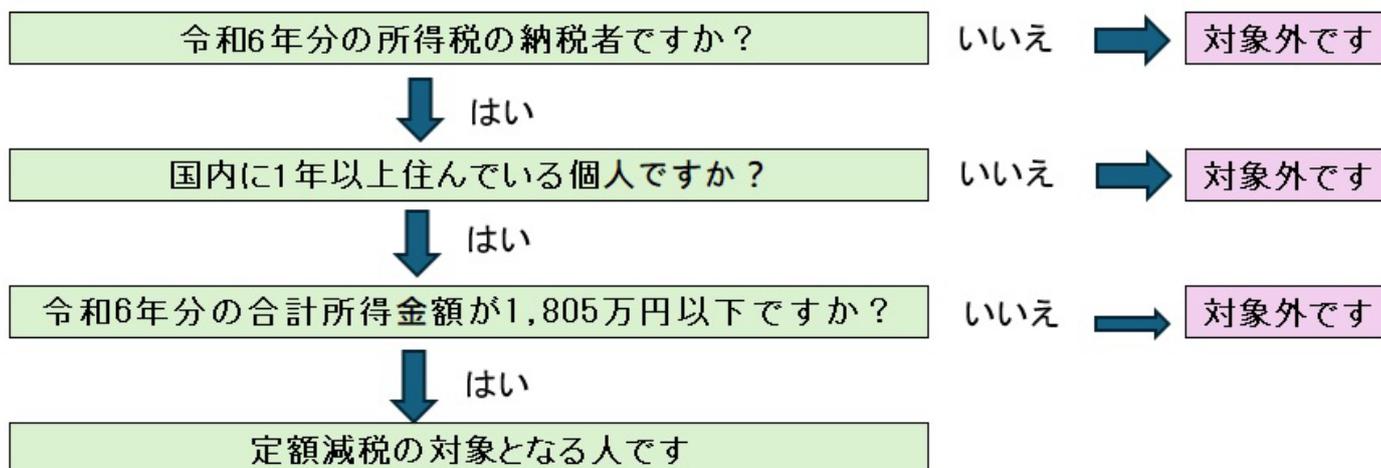




個人事業主の定額減税の対象者の条件は？



以下の方が定額減税の対象になります。



定額減税額は？



- ・所得税減税額：本人と同一生計配偶者及び扶養親族1人につき30,000円
例：本人・配偶者・子供2人の場合：30,000円×4人=120,000円
- ・住民税減税額：本人と同一生計配偶者及び扶養親族1人につき10,000円
例：本人・配偶者・子供2人の場合：10,000円×4人=40,000円



いつから、減税されるのですか？



●個人事業主の所得税の定額減税は

予定納税から減税します。

7月の1期目と11月の2期目から順次減税していき、引ききれなかった場合は確定申告で減税します。



予定納税から減税するとは？



予定納税とは、所得税の金額が一定額以上になる見込みの人が税金の先払いをするシステムのことです。予定納税を行う必要があるのは、前年分の所得に対する納税額が15万円以上だった人であり、前年分の納税額の3分の2が予定納税額になります。予定納税を行う時期は7月と11月と定められており、この2回で納税額を分割して納付します。

その予定納税から定額減税額を減税します。



予定納税からどのように減税されるのですか？



事例①：本人のみの場合

定額減税額：30,000円×1人=30,000円

予定納税額：7月 50,000円、11月 50,000円



●7月と11月の予定納税が5万円ずつの個人事業主の場合

第1期分 5万円－3万円(本人分の定額減税額)＝2万円、第2期分 5万円を納付します。

このように予定納税を納めることとなり、これで納める税金の額が減っています。

事例②：本人・配偶者・子供2人の場合

定額減税額：30,000円×4人＝120,000円

予定納税額：7月 50,000円、11月 50,000円





予定納税のない個人事業主はどのように減税されるのですか？



確定申告における年税額からの控除します

予定納税の対象者でない人は、確定申告のタイミングで定額減税額が控除されます。令和6年分の確定申告の際に、定額減税を適用しないで算出した所得税額から定額減税額が控除されます。



住民税どのように減税されるのですか？



個人事業主などの事業所得者の場合、個人住民税は普通徴収となります。「定額減税「前」の年税額」を基に算出した第1期分(令和6年6月分)の個人住民税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除される形です。

各自治体から届く納税通知書(税額決定通知書)には、減税額等が表記されたものが通知されることになります。